



山形県公報

平成30年7月24日(火)
第2963号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課)…735
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同)…同
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(村山総合支庁北村山農村整備課)…736
- 同……………(同)…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(林業振興課)…同
- 同……………(同)…737

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課)…同
- 同……………(置賜総合支庁総務課)…738
- 監査結果の公表……………(監査委員)…同

## 告 示

### 山形県告示第587号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名          | 事業所の名称及び所在地                              | サービスの種類  | 廃止年月日      |
|-----------------------------|------------------------------------------|----------|------------|
| 有限会社カイセイカンパニー<br>代表取締役 中沼 仁 | カイセイ福祉用具販売店<br>新庄市鉄砲町1番26号<br>郷野目ストア中央店内 | 特定福祉用具販売 | 平成30. 7. 7 |

### 山形県告示第588号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名        | 事業所の名称及び所在地                              | サービスの種類      | 廃止年月日      |
|-----------------------------|------------------------------------------|--------------|------------|
| 有限会社カイセイカンパニー<br>代表取締役 中沼 仁 | カイセイ福祉用具販売店<br>新庄市鉄砲町1番26号<br>郷野目ストア中央店内 | 特定介護予防福祉用具販売 | 平成30. 7. 7 |

**山形県告示第589号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営西郷名取地区第1事業区土地改良事業に係る換地処分をした。

平成30年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第590号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営長島地区土地改良事業に係る換地処分をした。

平成30年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第591号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
肝煎字福地山本145-20、145-21、字水沢口90-5、90-6、字大越山36-3、40-1、40-10、40-11、42-2、47-27、字蟹沢46-1、46-2、47-6、科沢字村下40-32、107-24、107-25、110-2  
(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町狩川字大平2-3、2-4、肝煎字大坪1-4、1-22、1-23、2、9
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は、択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第592号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
大広字大石74（次の図に示す部分に限る。）、字熊野長峯16-45、16-46（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成30年7月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
認定特定非営利活動法人山形創造NPO支援ネットワーク
  - (2) 代表者の氏名  
杉山 宏行

(3) 主たる事務所の所在地

寒河江市大字西根字石川西355

(4) 定款に記載された目的

この法人は、山形県における県民の自発的、主体的な公益活動の発展を目指し、県民・企業・行政の連携体として、公共的な活動分野における協働を促進するとともに、それぞれの活動分野（①保健、医療又は福祉の増進を図る活動②社会教育の推進を図る活動③まちづくりの推進を図る活動④観光の振興を図る活動⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動⑦環境の保全を図る活動⑧災害救援活動⑨地域安全活動⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動⑪国際協力の活動⑫男女共同参画社会の形成の促進をはかる活動⑬子どもの健全育成を図る活動⑭情報化社会の発展を図る活動⑮科学技術の振興を図る活動⑯経済活動の活性化を図る活動⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動⑱消費者の保護を図る活動⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動）と地域を超えた総合的な活動基盤の整備を図り、もって新たな産業や文化の創造など、地域の公共的な課題に対応し、多様で自立した地域社会の実現につながる活動の育成支援を行うことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成30年7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人から・ころセンター

(2) 代表者の氏名

伊藤 正俊

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市東二丁目8番116号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々に対して必要に応じた支援を行い、認め合い支え合う活動をすることによって、誰もが希望を持って生きることが出来る暖かい地域づくりに寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成30年5月に実施した平成29年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成30年7月24日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
山形県監査委員 鈴 木 孝  
山形県監査委員 武 田 一 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関3箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関 | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------|------------|-------------|------|
| 名 古 屋 事 務 所 | 平成30年5月10日 | 鈴木委員        | 武田委員 |
| 大 阪 事 務 所   | 平成30年5月11日 | 鈴木委員        | 武田委員 |

|           |             |      |      |
|-----------|-------------|------|------|
| 東 京 事 務 所 | 平成30年 5月11日 | 伊藤委員 | 加藤委員 |
|-----------|-------------|------|------|

第2 監査結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

なし

平成30年7月24日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年7月24日発行 発行人 山形県